

（介護予防）通所リハビリテーションサービスについて （令和6年6月1日現在）

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. （介護予防）通所リハビリテーションについての概要

（介護予防）通所リハビリテーションについては、要介護者（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。

このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、（介護予防）通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料及び利用料の請求方法・支払方法

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度及び利用時間によって利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です。）

当院では1時間以上2時間未満のサービスを提供いたします。（当院患者送迎バスがご利用できます。）

介護予防通所リハビリテーション費	介護度	1割	2割	3割
介護予防通所リハビリテーション費	要支援1	2,268円/月	4,536円/月	6,804円/月
	要支援2	4,228円/月	8,456円/月	12,684円/月
長期間利用減算 ※利用開始日の属する日から12月超 （要件を満たさない場合）	要支援1	△120円/月	△240円/月	△360円/月
	要支援2	△240円/月	△480円/月	△720円/月
サービス提供体制強化加算Ⅲ	要支援1	24円/月	48円/月	72円/月
	要支援2	48円/月	96円/月	144円/月
退院時共同指導加算		600円/回	1,200円/回	1,800円/回
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合		基本報酬の3%加算		

※3割負担（平成30年8月以降）…年収入280万円未満（1割負担）、280万円以上（2割負担）、340万円以上（3割負担）

通所リハビリテーション費	介護度	1割	2割	3割
通所リハビリテーション費	要介護1	369円/回	738円/回	1,107円/回
	要介護2	398円/回	796円/回	1,194円/回
	要介護3	429円/回	858円/回	1,287円/回
	要介護4	458円/回	916円/回	1,374円/回
	要介護5	491円/回	982円/回	1,473円/回
退院時共同指導加算		600円/回	1,200円/回	1,800円/回
サービス提供体制強化加算Ⅲ		6円/回	12円/回	18円/回
理学療法士等体制強化加算		30円/回	60円/回	90円/回
事業所が送迎を行わない場合		△47円/片道	△94円/片道	△141円/片道
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合		基本報酬の3%加算		

利用料の請求方法
利用料の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額によりご請求いたします。

支払方法
現金でのお支払いをお願いいたします。
お支払い後、領収書をお渡します。再発行はいたしませんので必ず保管をお願いします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）

※利用料の支払いについて、正当な理由がなく、支払期日から3月以上遅延し、督促から14日以内に支払がない場合、当該サービス提供の契約を解除させていただきます。